

Q. 認定 PT の試験の形式や範囲はわかる範囲で教えてください。各施設で講習会の内容が異なっているかと思います。また、指定研修カリキュラム、臨床認定カリキュラムはバランスよく出題されるのでしょうか。

A. 県士会では試験範囲などは分かりません。

Q. 登録 PT 更新のためのポイントは認定取得のポイントにはならないのでしょうか。

A. なりません。

Q. 認定を複数領域もっている場合、学会発表は持っている領域数行う必要があるのでしょうか。また該当する領域ではない発表でもよいのでしょうか。

A. 複数領域持っている場合は、持っている数だけ学会発表が必要になります。領域に関しては不問です。

Q. 各施設で登録 PT 取得のために協力できることは実地研修と、症例検討会で良いのでしょうか。

A. その通りです。

Q. これから登録理学療法士を取る PT のポイントになる開催の仕方を教えてください。

A. 登録 PT 取得までは前期研修、後期研修を進める以外に道はありません

前期研修の D (実地研修) を速やかに修了させること、E の症例検討会を士会承認症例検討会として開催していただくことが各施設内で行なっていただけることです。

Q. 認定理学療法士がいることで出来る勉強会の開き方を教えてください。

A. 特にありません。あえていうなら臨床認定カリキュラム教育機関にご登録いただき、カリキュラムを開講していただくことができます。

Q. OJT に関しても同様に現在の新人教育用のもので良いのか、最低限のチェック項目は何か知りたいです。

A. 協会にある新人教育ガイドラインをご参照いただき、各施設独自の教育で問題ありません。チェック項目やマニュアルの提出などの必要はありません。

Q. 登録理学療法士取得者と未取得者の違いはなんですか？

A. 協会入会后 5 年を経過して前期・後期研修を修了しているかどうか、ある一定の教育がされてきたかどうか、後輩や学生を指導できるかどうか、士会承認研修会・症例検討会の座長になれるかどうか、協会・士会主催研修会の講師になれるかどうかなどがあります。

会員の皆さまが一定水準・一定時間のカリキュラムを修了し、登録理学療法士を維持しつづけることで、社会に対して理学療法士の質を保証することが重要と考えています。将来的には、登録理学療法士であることが、社会や勤務先での評価に反映されるような制度になることを望んで構築しています。（日本理学療法士協会 HP より引用）

Q. 生涯学習を進めていく上で、前期は最短 2 年、後期は最短 3 年と記載してありますが、年数の上限は存在しないのですか？

A. 存在しません。

Q. 院内研修や症例検討の際に OT や ST が発表者となる場合にも院内研修としてポイント申請をする事は可能ですか？

A. 士会承認研修会としての受講ポイントは可能です。症例検討会はポイント対象になりません。

Q. 申請者が必ずしも司会をしないと研修会として認められないか。

A. 士会承認研修会・症例検討会のことでしょうか？申請者が司会を行わなくても問題ありません。ただ、司会や座長は登録 PT に限ります。

Q. 後期研修では実地経験 3 年とありますが、これは常勤に限られますか？

A. 常勤、非常勤は問いません。36ヶ月理学療法士として働いているということが前提です。不安であれば日本理学療法士協会にお問い合わせください。

Q. 今後、登録・認定理学療法士の資格がないと、仕事をするにあたって、支障が出たりするのでしょうか？

A. 現時点ではありません。各施設が採用などの条件につけてくる可能性はあるかもしれませんが。

Q. 登録理学療法士のメリットが知りたいです。

A. 自己研鑽できる幅が増える。PT 協会、士会の中で活躍できる場が増える（講師など）。協会所属の新人教育に携われる。介護予防・地域ケア会議推進リーダーを目指せる。士会承認研修会や症例検討会の企画できるなどがあります。

Q. 協会に入会はしていますが、何も行っておらず、何から始めればよろしいでしょうか。

A. マイページから現在の立ち位置をご確認ください。

Q. 1 年目の 10 月に理学療法協会に入会したのですが前期研修は満 2 年ではなく 2 年目

という形で数えてもいいのでしょうか。

A. 年度換算になります。よって、1年目の10月に入会された場合、2年目の3月末で前期研修の満2年となります。それまでに前期研修のA～Dを修了していれば3年目の4月から後期研修となります。